

新潟の環境放射線に関する
子どもたちを放射能から守る会@新潟の見解

平成 23 年 9 月 16 日

1) 新潟県の空間放射線量率の平常値に関して

新潟県内における空間放射線モニタリングは、震災前は柏崎刈羽原子力発電所周辺でのみ行われていたため、これ以外の地域における平常値は明らかにされていません。そのため、新潟県全域における空間放射線量率の平常値として、原発周辺における過去 5 年間の平常値 ($0.016\text{--}0.16 \mu\text{SV/h}$) が代用されています。これまで、既設、新設モニタリングポスト並びに手持ち式の放射線測定器で測定した県内の測定値は、一部の地域を除いて前述の平常値内におさまっているため、県内の空間放射線量率は概ね正常であると判断されています。

しかしながら、震災前の空間放射線量率の平常値の参考になりうるものの 1 つとして、日本地質学会が公表している「日本の自然放射線量」マップがありますが、これによると県内の放射線量率は十日町周辺等で最も低く $0.0178\text{--}0.036 \mu\text{SV/h}$ 、村上周辺等で最も高く $0.127 \mu\text{SV/h}$ と推定されており、県内差が大きいことが予想されています。柏崎周辺は $0.036\text{--}0.054 \mu\text{SV/h}$ と推定されており、原発周辺における晴天時のモニタリング値とほぼ一致します。このように空間放射線量率の県内差が大きいことが予想される新潟県において、柏崎の平常値で県全域を正しく評価することは難しいと考えます。

(要望)

- 1) 現在採用されている新潟県の空間放射線量率の平常値並びにその評価方法を、再検討することを求めます。
- 2) 新潟県の空間放射線量率の基準値として、日本地質学会の推定値を採用するのが妥当であると私たちは考えます。

2) 新潟市の環境放射線測定結果に関して

新潟市では、8 つの小中学校と、8 つの区役所庁舎において、空間放射線が月に 1 回の頻度でモニタリングされています。加えて、8 月には、測定を希望する幼稚園・保育園 55 施設において空間放射線の測定が行われました。また、8 月 24 日にはモニタリングの対象である同 8 校における雨水側溝等の堆積物上の空間放射線の測定も行われました。8 月 31 日には同 8 校の、9 月 1 日には同 8 庁舎の敷地の四隅と中央から採取した土壌を混合したものを対象として、放射性核種分析検査が行われました。その結果、市内の地上 1m 全ての空間放射線量率は柏崎周辺の平常値 ($0.016\text{--}0.16 \mu\text{SV/h}$) の範囲内であり、16 カ所の土壌検査においても人工放射性核種は検出されず、異常はないと判断されました。

しかしながら、これだけ調べていただいても、なお、多くの保護者が不安を訴える最大の理由は、空間放射線量率が如何なる値であろうとも、その場所の震災前の値が分からないために、測定値はおそらく平常値であろうという推論の域をでないことによると考えます。また、大半の施設において放射性物質が集積しやすい場所（側溝、雨どい周辺など）の空間放射線の測定並びに土壤検査が行われておらず、十分な安全確認がされていないことによると考えます。

（要望）

- 3) モニタリング校だけでなく、全ての教育施設で、放射性物質が集積しやすい側溝、雨どい周辺等の空間放射線を調べることを求めます。
- 4) 日本地質学会の推定値を超える空間放射線量率が測定された場合には、土壤検査を合わせて行い、安全性を確認することを求めます。
- 5) 学校のプールの汚泥の清掃を、汚泥の安全性を確認することなく、従来通り子ども達にさせないことを求めます。

3) 校庭・園庭の土壤除去・覆土の基準 $0.3 \mu\text{SV/h}$ に関して

十日町市や長岡市では、校庭・園庭の空間放射線量率が $0.3 \mu\text{SV/h}$ 以上の場合、積極的に土壤除去・覆土をすとしてしています。 $0.3 \mu\text{SV/h}$ を、文部科学省のデータを元にセシウム 137 土壤汚染濃度に換算すると、 $85,000\text{Bq/m}^2$ となり、チェルノブイリにおける放射線管理区域 ($37,000\text{Bq/m}^2$ 以上)、日本における放射線管理区域に匹敵する土壤汚染であることが分かります。日本では、労働基準法により、放射性管理区域における未成年者の就労は禁じられています。子どもが遊ぶ校庭・園庭の土壤は管理区域レベル未満になるように管理されなければならないと考えます。

（要望）

- 6) 校庭・園庭の空間放射線量率の基準値は、放射線管理区域レベルの土壤汚染を許すことがないように、厳しく設定することを求めます。
- 7) 空間放射線量率から土壤汚染が疑われる場合には、土壤検査を実施し、土壤に含まれる放射性物質で汚染の程度を評価することを求めます。
- 8) 子どもが集う施設の土壤、特に砂場は、人工放射性核種の合計が震災前と大差ない 100Bq/kg 以下¹⁾ (概ね $6,000\text{Bq/m}^2$) になるように管理することを求めます。